

福岡県医発第296号(地)

平成19年 5月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

「認知症対策等総合支援事業の実施について」の一部改正について」等の
送付について

厚生労働省は、昨年度より「認知症対策等総合支援事業」を実施しておりますが、今般、その内容について一部改正通知が発出され、日本医師会に引き続き協力依頼があった旨、別紙のとおり通知がありました。

主な改正点は、地域における認知症の理解や早期サービスの普及に関する事業を一体的に進めるため「認知症理解・早期サービス普及促進事業」として再編するとともに、地域における総合的な支援体制の構築・充実を図ることを目的とした「認知症地域支援体制構築等推進事業」を新設、また「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を踏まえ、身体拘束廃止推進事業を「高齢者権利擁護等推進事業」として見直されております。関連して認知症介護実践者等養成事業の実施に関する通知等の一部改正も行われております。

認知症対策については、早期段階からの適切な診断と対応や、正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して、地域単位での総合的かつ継続的な支援体制の確立が重要であることから、日本医師会においても当該事業の重要性を認識されておりますので、貴会におかれましても、地域における認知症対策推進のため、本事業全般にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、今年度においても、『認知症地域医療支援事業』における「認知症サポート医養成研修事業」および「かかりつけ医認知症対応力向上研修」につきましても、市町村から貴会へ事業協力依頼等あるかと思われますので、引き続きご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





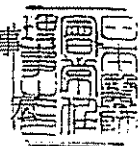
(介 1 1)

平成 19 年 5 月 9 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

天 本



「認知症対策等総合支援事業の実施について」の一部改正について」等の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省は、昨年度より「認知症対策等総合支援事業」を実施しておりますが、今般、その内容について一部改正通知を発出致し、本会宛にも別添のとおり引き続き協力依頼がありました。

主な改正点は、地域における認知症の理解や早期サービスの普及に関する事業を一体的に進めるため「認知症理解・早期サービス普及促進事業」として再編するとともに、地域における総合的な支援体制の構築・充実を図ることを目的とした「認知症地域支援体制構築等推進事業」を新設、また「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を踏まえ、身体拘束廃止推進事業を「高齢者権利擁護等推進事業」として見直しております。関連して認知症介護実践者等養成事業の実施に関する通知等の一部改正も行われておりますので、併せてご送付いたします。

認知症対策については、早期段階からの適切な診断と対応や、正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して、地域単位での総合的かつ継続的な支援体制の確立が重要であることから、本会においても当該事業の重要性を認識しており、貴会および傘下の地域医師会・会員におかれても、地域における認知症対策推進のため、本事業全般にご協力賜りますようご高配のほどお願い申し上げます。

なお、今年度においても、『認知症地域医療支援事業』における「認知症サポート医養成研修事業」および「かかりつけ医認知症対応力向上研修」につきましては、都道府県、市町村から貴会及び傘下の地域医師会へ事業協力依頼等あるかと思われますので、引き続きご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

敬具

記

(別添資料)

- ・「認知症対策等総合支援事業の実施について」の一部改正について
(老発第 0426002 号 平 19. 4. 26 厚生労働省老健局長通知)
- ・「認知症介護実践者等養成事業の実施について」の一部改正について
(老発第 0426003 号 平 19. 4. 26 厚生労働省老健局長通知)
- ・「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」の一部改正について
(老計発第 0426001 号 平 19. 4. 26 厚生労働省老健局計画課長通知)





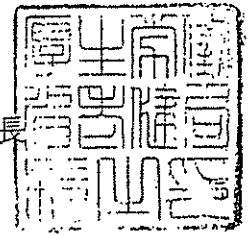
老 発 第 0 4 2 6 0 0 2 号

平成 1 9 年 4 月 2 6 日

社団法人 日本医師会

会 長 唐 澤 祥 人 殿

厚生労働省老健局長



「「認知症対策等総合支援事業の実施について」
の一部改正について」の送付について

標記について、別添のとおり都道府県知事及び指定都市市長あてに通知（平成
1 9 年 4 月 2 6 日老発第0426001号本職通知）いたしましたので、お知らせいた
します。

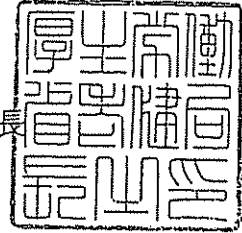
つきましては、本通知の趣旨を御理解の上、貴会会員の周知等を含め、引き続
き御協力いただきますようお願い申し上げます。



老 発 第 0 4 2 6 0 0 1 号
平成 1 9 年 4 月 2 6 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長



「認知症対策等総合支援事業の実施について」の一部改正について

「認知症対策と総合支援事業の実施について」（平成18年5月30日付老発第0530002号本職通知）を別添のとおり一部改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。

別 添

「認知症対策等総合支援事業の実施について」（平成18年5月30日老発第0530002号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

新	旧
老発第0530002号 平成18年5月30日 <u>一部改正 老発第0426001号</u> <u>平成19年4月26日</u> 各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生労働省老健局長 認知症対策等総合支援事業の実施について (略) 記 (1) 認知症介護実践者等養成事業 (略) (2) 認知症地域医療支援事業 (別添1) (3) 認知症介護研究・研修センター運営事業 (略) (4) 高齢者権利擁護等推進事業 (別添2) (5) 認知症理解・早期サービス普及促進事業 (別添3) (6) 認知症地域支援体制構築等推進事業 (別添4)	老発第0530002号 平成18年5月30日 各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生労働省老健局長 認知症対策等総合支援事業の実施について (略) 記 (1) 認知症介護実践者等養成事業 (略) (2) 認知症地域医療支援事業 (別添1) (3) 認知症早期サービス等推進事業 (別添2) (4) 認知症介護研究・研修センター運営事業 (略) (5) 身体拘束廃止推進事業 (別添3) (6) 認知症理解普及促進事業 (別添4)

(別添 1) 認知症地域医療支援事業実施要綱 (略)	(別添 1) 認知症地域医療支援事業実施要綱 (略)
【削除】	(別添 2) <u>認知症早期サービス等推進事業実施要綱</u> 1 <u>認知症早期サービス推進事業</u> <u>認知症に対する早期段階の対応として、各地域で認知症予防や地域における見守り等について、先駆的な取組を行っている自治体を実際に訪問するなどして情報収集等を行い、その情報をシンポジウムや研修会等を通じて、各市町村に伝達することにより、地域の実情に応じた認知症予防や地域における見守り、支援体制の構築等の取組を推進することを目的とする。</u> <u>ア 実施主体</u> <u>実施主体は、都道府県・指定都市とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、都道府県・指定都市は、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができる」と認められる団体等に委託することができる。</u> <u>イ 事業内容</u> <u>(ア) 認知症地域サポート推進委員会の設置</u> <u>各都道府県・指定都市において、認知症の早期発見や予防に対する取組を推進していくことを目的とし、認知症に関する有識者や被保険者の代表者、地域包括支援センターの職員、関係機関の代表者等をメンバーとした認知症地域サポート推進委員会を設置する。</u> <u>(検討内容)</u> <u>・ 都道府県内の取組状況の把握</u> <u>・ 地域の実情に応じた取組の検討</u> <u>・ 地域における連携・実施体制の構築 など。</u> <u>(イ) 訪問等による先進地域（県外含む）の取組情報の収集</u> <u>先進的な取組を行っている地域を訪問し、当該地域における取組体制、対象者像、関係機関との連携のあり方、必要な社会資源等について、情報を収集する。</u>

【削除】

(ウ) 市町村向けのシンポジウムや研修会の開催

管内の市町村や関係機関等に対するシンポジウムや研修会を開催し、上記（イ）により収集した事例等について情報提供を行う。

(エ) 取組推進に必要な人材育成のための研修

自治体職員、介護従業者や管内の市町村や関係機関等に対するシンポジウムや研修会を開催し、上記（イ）により収集した事例等について情報提供を行う。

(オ) その他

その他、本事業の趣旨に資する事業。

なお、先駆的な取組を行っている自治体については、「市町村における認知症ケアの取り組み事例」（平成17年2月老健局計画課痴呆対策推進室）等を参考にされたい。

2 地域密着型サービス検討委員等研修

本事業は、市町村が厚生労働省令で定める範囲内において地域密着型サービスの基準等を定めることができるとされた「地域密着型サービス」について、各市町村の実情及び各サービスの特性に応じた基準の策定に資することを目的とする。

ア 実施主体は、都道府県・指定都市とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、都道府県・指定都市は、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができる」と認められる団体等に委託することができる。

イ 事業内容

市町村が独自の基準を策定するために設置する検討会の委員等を対象として、地域密着型サービスに関する知識の習得や理解促進のため、事業所の訪問等を含めた研修を実施する。

ウ 研修内容

下記の内容を中心とし、その他必要な事項を盛り込むものとする。

- ・ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の説明
- ・ 地域密着型サービス事業者からの実践報告
- ・ 地域密着型サービス事業所の訪問 など

(別添2)

高齢者権利擁護等推進事業実施要綱

1 目的

介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止など高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。

本事業は、こうした観点から、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県が地域の実情に応じた専門的な相談体制等を整備するなど、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、3(2)イ(ア)の看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認めた全国組織に委託して実施するものとする。

3 事業内容

(1) 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催
(略)

(別添3)

身体拘束廃止推進事業実施要綱

1 目的

介護保険法の施行に伴い、身体拘束が原則として禁止されたが、その趣旨を徹底し、実効をあげていくためには、現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねると共に、それを関係者が支援していくことが重要である。

本事業は、こうした観点から、各都道府県において、地域の実情に応じ、相談体制等を整備するなど現場における身体拘束廃止に向けた取り組みを支援していくことを目的とするものである。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、3(3)アの看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認めた全国組織に委託して実施するものとする。

3 事業内容

(1) 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催
(略)

(2) 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業

ア 権利擁護推進員養成研修

介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。以下同じ。）の施設長、介護主任等、施設内において指導的立場にある者を対象とし、講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。

なお、本事業については、別紙1を参考に実施するものとする。

イ 看護職員研修

介護施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、医療的な観点からの権利擁護の視点に立った介護に関する実践的、専門的手法を修得し、介護現場での権利擁護のための取組を行う人材を養成することを目的とし、下記の二つの事業を実施する。

なお、本事業については、別紙2を参考に実施するものとする。

(ア) 看護指導者養成研修

各都道府県において看護の指導的立場にある者を対象に、医療的な観点から介護施設等における権利擁護の取組に必要な専門的知識・技術を修得し、各都道府県で実施される実務看護職員研修の企画・立案への参画、又は講師となる人材を養成する。

(イ) 看護実務者研修

介護施設等の現場において、実際に権利擁護の取組を担当する看護職員（看護主任等）を対象に、医療的な観点からの取組を行うために必要な実践的な知識・技術を修得させる。

(2) 推進員養成研修事業の実施

施設長、介護主任等、身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員を対象として、講義・演習・自施設実習を通じて、身体拘束廃止に関する実践的手法を修得し、現場レベルで身体拘束廃止の取組を行う人材を養成する。

なお、本事業については、別紙1を参考に実施するものとする。

(3) 看護職員研修事業の実施

施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、医療的な観点からの身体拘束廃止に関する実践的、専門的手法を修得し、身体拘束廃止の取組を行う人材を養成することを目的とし、下記の二つの事業を実施する。

なお、本事業については、別紙2を参考に実施するものとする。

ア 看護指導者養成研修

各都道府県において看護の指導的立場にある者を対象に、医療的な観点から身体拘束廃止の取組を行うことができるよう、専門的な知識・技術を修得し、各都道府県で実施される実務看護職員研修の企画・立案への参画、又は講師となる人材を養成する。

イ 実務看護職員研修

施設等の現場において、実際に身体拘束廃止を推進することができる看護職員（看護主任等）を対象に、医療的な観点から身体拘束廃止の取組を行うための実践的な知識・技術を修得させる。

【削除】

(3) 権利擁護相談支援事業

本事業は、各都道府県において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築し、管内の権利擁護の取組を推進することを目的とし、下記の事業を実施する。

ア 権利擁護相談窓口の設置

各都道府県は、管内の権利擁護に係る関係団体等との密接な連携の下、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口を設置する。

権利擁護相談窓口及び専門相談員は、次のような業務を行うものとする。

- ・ 成年後見制度の手続きなど、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人やその家族に対する専門的な相談
 - ・ 虐待防止ネットワークの構築、虐待対応等困難事例への対応における支援など、高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる市町村及び地域包括支援センターへの助言及び支援
 - ・ その他、高齢者の権利擁護に関する必要な業務
- など。

(4) 身体拘束廃止事例等報告検討会

身体拘束廃止の取組が更に充実するよう、各都道府県内において、身体拘束廃止に向けた取組事例等に関する報告検討の場を設置し、事例に関する情報提供・交換を行うことにより、さらなる取組の推進を図る。

報告検討会の具体的なイメージとしては、

- 身体拘束をテーマとした教育講演
- 都道府県内の介護保険三施設等の持ち回りによる事例報告
- 身体拘束に関連するテーマに基づくシンポジウムの開催

などとし、広く管内の事業所及び関係団体等の参加を呼びかけるものとする。

イ 権利擁護に関する普及啓発

都道府県内の権利擁護の取組を推進するため、高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及・取組の推進を目的としたシンポジウムや市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした事例報告（検討）会等を開催する。

なお、改正前の「3（4）身体拘束廃止事例等報告検討会」は、本事業において、実施するものとする。

ウ その他権利擁護推進に実施主体が必要と認める事業

（別紙1）

権利擁護推進員養成研修事業の実施について

（1）研修対象者

介護施設等の施設長、介護主任等、施設内で指導的立場にある職員。

（2）研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム（別記）に基づき、介護施設等における権利擁護の推進について、講義・演習・自施設実習を通じて、取組に必要な姿勢・実践的手法を修得させる。

（3）受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

（4）修了証書の交付等
（略）

（別紙1）

推進員養成研修事業の実施について

（1）研修対象者

介護保険施設等の施設長、介護主任等、身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員。

（2）研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム（別記）に基づき、介護保険施設等における身体拘束廃止の推進について、講義・演習・自施設実習を通じて、身体拘束廃止に関する姿勢・実践的手法を修得させる。

（3）受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護保険施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

（4）修了証書の交付等
（略）

(5) 実施上の留意事項
(略)

(別記) 権利擁護推進員養成研修事業における標準的な研修カリキュラム例

- 1 実施形態
講義、演習により行う。
- 2 受講人数 20名程度(1回)
- 3 標準的な研修カリキュラム (略)
- 4 標準的な修了証書様式 (略)

(別紙2)

看護職員研修事業の実施について

- 1 看護指導者養成研修
 - (1) 研修対象者
各都道府県において、介護施設等における看護の指導的立場にある者。
 - (2) 研修内容
研修対象者に対して、介護施設等における利用者の権利擁護を推進するために必要な看護職としての専門的な知識・技術の修得並びに研修プログラム作成方法及び教育技術を修得する。
 - (3) 研修受託機関
(略)

(5) 実施上の留意事項
(略)

(別記) 推進員養成研修事業における標準的な研修カリキュラム例

- 1 実施形態
講義、演習により行う。
- 2 受講人数 20名程度(1回)
- 3 標準的な研修カリキュラム (略)
- 4 標準的な修了証書様式 (略)

(別紙2)

看護職員研修事業の実施について

- 1 看護指導者養成研修
 - (1) 研修対象者
各都道府県において、介護保険施設における看護の指導的立場にある者。
 - (2) 研修内容
研修対象者に対して、介護保険施設における身体拘束廃止を推進するために必要な看護職としての専門的な知識・技術の修得並びに研修プログラム作成方法及び教育技術を修得する。
 - (3) 研修受託機関
(略)

(4) 受講手続等
(略)

(5) 修了証書の交付等
(略)

(6) 実施上の留意事項
(略)

2 看護実務者研修

(1) 研修対象者

介護施設等の現場において、実際に権利擁護の取組を担当する看護職員（看護主任等）。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護施設等における利用者の権利擁護の取組を推進するために必要な看護職として、医療的な観点から取組を行うための実践的な知識・技術を修得させる。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等
(略)

(5) 実施上の留意事項
(略)

(4) 受講手続等
(略)

(5) 修了証書の交付等
(略)

(6) 実施上の留意事項
(略)

2 実務看護職員研修

(1) 研修対象者

介護保険施設等の現場において、実際に身体拘束廃止を推進することができる看護職員（看護主任等）。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護保険施設等における身体拘束廃止を推進するために必要な看護職として、医療的な観点から身体拘束廃止の取組を行うための実践的な知識・技術を修得させる。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護保険施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等
(略)

(5) 実施上の留意事項
(略)

(別記)看護実務者研修における標準的な研修カリキュラム例 1 実施形態 講義、演習により行う。 2 受講人数 50名程度(1回) 3 標準的な研修カリキュラム (略) 4 標準的な修了書様式 (略)	(別記)看護実務者研修における標準的な研修カリキュラム例 1 実施形態 講義、演習により行う。 2 受講人数 50名程度(1回) 3 標準的な研修カリキュラム (略) 4 標準的な修了書様式 (略)
(別添3) <u>認知症理解・早期サービス普及促進事業実施要綱</u> 1 目的 <u>認知症高齢者等やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援するため、認知症の理解の普及や家族に対する支援を行うとともに、地域の実情に応じた認知症予防や地域における見守り・支援を行うことを目的とするものである。</u> 2 実施主体 <u>本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。この場合において、都道府県及び指定都市は、この事業を適切に実施することができる」と認められる団体等に委託することができる。</u> 3 事業内容 (1) 認知症高齢者等をかかえる家族に対する支援事業 認知症高齢者等やその家族が、認知症介護の経験を持つ地域の経験者等と、電話相談や交流集会等を通じて接する環境を整備することにより、認知症の初期の段階から、認知症の知識・	(別添4) <u>認知症理解普及促進事業実施要綱</u> 1 認知症高齢者等をかかえる家族に対する支援事業 認知症高齢者等やその家族が、認知症介護の経験を持つ地域の経験者等と、電話相談や交流集会等を通じて接する環境を整備することにより、認知症の初期の段階から、認知症の知識・

介護技術の面だけではなく、精神面も含めた支援を行う体制を構築することを目的とし、下記の取組を行うものとする。

【削除】

(ア) 交流集会（月 1 回程度）

認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め、家族を支えることを目的とし、交流集会等を開催する。

(イ) 電話相談

定期的に相互に電話相談、アドバイスをを行い、家族を技術面・精神面から支援する。

(ウ) 認知症知識普及講座

認知症高齢者等を地域で支えるためには、認知症の正しい理解が重要であることから、医師、認知症介護の専門職や介護経験者等を講師役とし、管内の市町村との連携の下、認知症の正しい知識を普及するための講座を開催する。

なお、「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーンのうち「認知症サポーター養成講座」の実施に当たっては、本事業を活用することも可能である。

(エ) その他

その他、認知症高齢者等がかかえる家族の支援に資する事業。

【削除】

介護技術の面だけではなく、精神面も含めた支援を行う体制を構築する。

ア 実施主体

実施主体は、都道府県・指定都市とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、都道府県・指定都市は、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると思われる団体等に委託することができる。

イ 事業内容

(ア) 交流集会（月 1 回程度）

認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め、家族を支えることを目的とし、交流集会等を開催する。

(イ) 電話相談

定期的に相互に電話相談、アドバイスをを行い、家族を技術面・精神面から支援する。

(ウ) その他

その他、認知症高齢者等がかかえる家族の支援に資する事業。

2 認知症地域支援ネットワーク推進事業

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、認知症に対する家族や地域住民の偏見・無理解を取り除き、更には広域にわたる見守りや支援の体制を作ることが重要である。

【削除】

このため、地域における認知症の理解を普及する取組や徘徊等に対応したネットワークづくりを推進することにより、地域全体で認知症高齢者等を支援する体制を推進する。

ア 実施主体

実施主体は都道府県・指定都市とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、都道府県・指定都市は、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができる」と認められる団体等に委託することができる。

イ 事業内容

(ア) 運営委員会の設置及び開催

① 運営委員会の設置

都道府県・指定都市は、保健福祉担当課、関係市町村、地域包括支援センターのほか、実情に応じて、都道府県・指定都市の関係課、保健所、社会福祉協議会、保健福祉施設、医療機関、居宅介護支援事業所、警察・消防、民生委員、家族会、住民自治組織、郵便局、鉄道・バス・タクシー等の交通関係、ガソリンスタンド、商店、報道機関など、地域の関係者の参加を求め、ネットワークを作るための運営委員会等を設置すること。

② 運営委員会の開催

運営委員会においては、次の「(イ) ネットワーク活動」に示す事業を展開していくための具体的な検討を行うとともに、ネットワークの見直しや拡大等を図るため、適宜、会議を開催すること。

(イ) ネットワーク活動

① 地域住民への広報・啓発活動

次の「(ウ) 認知症知識普及講座の開催」等を通じ、家族や住民に対して認知症高齢者に関する正しい理解のための広報・啓発を行うことにより、認知症にやさしい地域づくりを推進する。

【削除】

(2) 認知症早期発見・早期対応推進事業

認知症に対する早期の対応として、各地域で認知症予防や地域における見守り等について、先駆的な取組を行っている自治体を訪問するなどにより、情報収集等を行うなど、下記の取組を行う。

② 徘徊高齢者の搜索活動への協力、保護・引き取りにおけるきめ細かな対応の実施

徘徊等の行動障害のある高齢者の所在が不明となった場合には、警察との所要の連携の下で、早期発見への協力を行う。

また、認知症高齢者への正しい接し方（声かけ等）について熟知しておくとともに、ネットワークの中で、徘徊高齢者の発見から、保護・引き取りに至るまでの取り組みを行っておくなど、きめ細かな対応を行う。

③ 再発防止のためのフォローアップ対策

徘徊等の行動障害の要因に家族が気付かないで徘徊等による所在不明が再発するケースも見られることから、関係する専門職等を中心としたケースカンファレンスの開催などを通じて、家族等へのアフターケアや、実例検証を踏まえたネットワークの点検・見直しなどを行う。

(ウ) 認知症知識普及講座の開催

認知症の高齢者を地域で支えるためには、認知症の正しい理解が重要であることから、医師、認知症介護の専門職や介護経験者等を講師役とし、管内の市町村との連携の下、認知症の正しい知識を普及するための講座を開催する。

なお、認知症を知る1年キャンペーンのうち「認知症サポーター養成講座」については、平成18年度も継続実施することとしているので、本事業を活用することも可能である。

(ア) 訪問等による先進地域（都道府県外含む）の取組情報の収集

先駆的な取組を行っている地域を訪問し、当該地域における取組体制、対象者像、関係機関との連携のあり方、必要な社会資源等について、情報を収集する。

(イ) 取組推進に必要な人材育成のための研修

自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等に対するシンポジウムや研修会を開催し、上記（ア）により収集した事例等について情報提供を行う。

(ウ) その他、本事業の趣旨に資する事業。

(3) 上記（1）及び（2）の事業の成果の普及

シンポジウムや研修会等を通じて、管内の市町村に対して認知症理解・早期サービス普及促進事業において行われる各事業の成果等の普及を行う。

(別添4)

認知症地域支援体制構築等推進事業

1 目的

地域において、認知症高齢者等と家族を支えるためには、認知症への対応（予防、早期発見、ケア等）を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制を構築することが必要であることから、各都道府県内にモデル地域を設定して、先駆的に支援体制を構築し、都道府県内の各地域にその成果を普及させることを目的とするものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、3のイで実施する事業については、原則として委託により実施するものとし、実施主体の責任の下に事業を実施するものとする。

また、3のウで実施する事業については、事業運営の一部を

適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

3 事業内容

ア 推進会議の設置

推進会議は、実施主体が本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管下への普及等の役割を担うものとして、都道府県内の医療関係者、福祉事業関係者、認知症高齢者等の家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、モデル地域の行政担当者及び介護事業関係者等を構成員として設置するものとし、下記の業務を行うものとする。

① 下記イの事業を実施するモデル地域の取組状況の分析及び評価

② モデル地域の取組状況等の管内市町村への情報発信

③ コーディネーター（下記「イ（イ）のコーディネーター」をいう。以下同じ。）等モデル地域における関係者の活動の支援

④ ウの事業の分析及び評価並びに普及

⑤ その他、本事業の円滑な実施に関して必要な事項

また、モデル地域の地域包括支援センター及びコーディネーターについては、推進会議の構成員又は事務局として参加させるものとする。

イ モデル地域における地域支援体制構築事業

（ア）モデル地域の選定

本事業におけるモデル地域については、各都道府県における地域の実情に応じ、1つのモデル地域を、例えば①個々の市町村単位、②広域連合、③保健所単位、④2次保健医療圏単位などで設定する。

なお、各都道府県管内において円滑に支援体制を普及・拡大していくために特に必要と認める場合については、各都道府県の判断により、複数のモデル地域を設定することも可能とする。

(イ) 事業のコーディネーターの配置

コーディネーターは、地域包括支援センターや関係者と協力しながら、次の業務を行う者をいう。

- ① モデル地域の「地域資源マップ」の作成
- ② モデル地域におけるネットワークの構築の推進及びネットワークが機能していくための調整等

- ③ モデル地域における地域包括支援センターや関係者に対する認知症に関する専門的助言

コーディネーターは、職種による限定はしないが、次のすべての要件を満たす者であって、モデル地域の市町村等との協議の上、本事業の趣旨を理解し、適切な活動を行えると判断された者をあてるものとする。

- ① 現に認知症の本人やその家族に対するサービスの提供等の支援をしている者

- ② モデル地域内における認知症ケアのニーズや事業所等の状況を熟知している者

なお、コーディネーターは、各モデル地域の実情により、一人の者をもってあてること、複数の者によるチームを形成してあてることも可能とする。

(ウ) 地域資源マップの作成

モデル地域における認知症に係る地域包括支援センターをはじめとする「地域資源」の情報を収集・整理した「地域資源マップ」を作成し、ホームページによる公開などの方法により、地域住民等に対して広く提供するものとする。

なお、作成した「地域資源マップ」は、事業の進行状況をモニタリングしながら、随時更新するものとする。

地域資源マップに掲載される具体的な「地域資源」の例は、次に掲げるものその他地域の実情に応じて必要と判断されたものとする。

例) 地域包括支援センター、認知症サポート医、かかりつけ医、認知症介護指導者、キャラバンメイト、認知症サポーター、介護保険施設、通所介護事業所、地域密着型サービス提供主体、民生委員、認知症の本人や

その家族に対する支援団体、行政関係機関（警察・消防等）、権利擁護関係者、福祉に関するNPO・市民団体、公民館、近隣の商店等 等

「地域資源マップ」の作成の過程を通じて、掲載される関係者の間で、それぞれの役割について合意を形成するとともに、関係者間のネットワークを形成するものである。

(エ) 地域支援体制推進事業

本事業は、地域における関係者のネットワーク化により、認知症に係る地域包括支援センターの業務の支援など、地域における認知症に係る具体的な支援を目的として実施する。

ア) 認知症ケア等のサポート

地域包括支援センター等へ持ち込まれた認知症に関する相談、ケアプラン等について、コーディネーターが、専門的視点からの助言や関係者とのネットワーク作り等の支援等を行う。地域包括支援センターはコーディネーターと協力しながら、地域資源マップを活用して、必要に応じて適切なサービスへつなぐ等の支援を行う。

イ) 徘徊SOSネットワークの構築

徘徊SOSネットワークの構築は、認知症に関係する事業者の有機的な繋がり強化を図ることのみならず、警察や消防などの公的機関や、バス・タクシー会社など身近な生活に関わる事業者等の協力と参加を得ることにより、地域における重層的な認知症支援体制を整備する有効な手段の一つである。そのため、地域住民による徘徊SOSネットワークのサポーターの連絡網や認知症高齢者等が気軽に立ち寄ることができる拠点の設置等を行うとともに、模擬訓練などの実施により、関係者が有機的に連携する実効性のあるネットワークの構築を図る。

ウ) その他

モデル地域の創意工夫により、地域における関係者の

ネットワークを活かした事業を行う。

(例)

・「もの忘れ」相談の実施

住民を対象に、地域の医師会との連携の下、認知症サポート医及びかかりつけ医が認知症に関する相談を受ける。

・認知症高齢者等のネットワーク支援

モデル地域内において本人同士が直接交流する機会を設けることを通じ、社会参加への支援などを行う。

・見守りネットワーク

在宅の認知症高齢者等や家族が地域において孤立しないよう、日々の声かけ等によりその状況やニーズを日常的に把握するため、関係者やボランティアによる見守りネットワークを構築し、運営する。

・センター方式を活用した事例検討会

コーディネーターが支援した事例に対する支援・対応事例等を参考とし、「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式」を用いた実践的な認知症ケアに関する検討会を行う。

ウ 認知症対応型サービスの取組事例の普及

本事業は、管内の認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護を実施している事業所について、そのサービス内容を広く住民に情報提供することを目的とし、市町村や事業所団体との連携の下、適切なサービス提供を行っている事例、地域との連携が適切に行われている事例等の情報を収集し、それらの事例の中からモデルとなるような事例の抽出を行う。

モデル事例については、定期的な状況把握に努め、収集された情報を分析・評価し、その結果を事例として取りまとめ、管内の市町村及び事業所に対して情報提供を行う。

情報提供に当たっては、管内市町村とも連携し、ホームページを活用する方法、パンフレット等の作成・配布及び地域包括支援センターへの設置など、住民等が情報に容易に接することができるような配慮を行うものとする。

4 その他

ア 「イ モデル地域における地域支援体制構築事業」の実施に当たっては、実施の準備に一定の期間を必要とすること、事業の成果を評価するために、概ね1年間実施状況を注視する必要があること、事業の成果の評価に一定の期間を必要とすること等が考えられることから、同一モデル地域において2か年継続して実施することが望ましい。

イ 3の事業内容については必須事業とする。また、3イ（エ）における「ウ）その他」事業については、モデル地域の市町村との協議の上で、各モデル地域の実情に応じて、（例）を参考に取り組むものとする。

老 発 第 0530002 号
平成 18 年 5 月 30 日
一部改正 老 発 第 0426001 号
平成 19 年 4 月 26 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長

認知症対策等総合支援事業の実施について

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

こうした観点に立って、従来の認知症関連予算事業を再編して「認知症対策等総合支援事業」を、下記の 6 事業により構成するものとし、別添のとおり各実施要綱を定めたので通知する。各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等との連携の下、各地域における認知症の方への支援の充実並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

なお、本通知をもって「身体拘束廃止推進事業の実施について」（平成 13 年 5 月 21 日老発第 203 号本職通知）及び「認知症サポート医養成研修等事業の実施について」（平成 17 年 10 月 26 日老発第 1026002 号本職通知）は廃止する。

記

（１）認知症介護実践者等養成事業

認知症介護の質の向上を図るため、認知症介護指導者の養成や介護従事者等に対する研修を行う事業であるが、本事業については、下記の通知に基づき都道府県・指定都市が実施するものとする。

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」

（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号本職通知）

（２）認知症地域医療支援事業（別添 1）

（３）認知症介護研究・研修センター運営事業

認知症介護の質の向上を図るための研究や研修を行う「認知症介護研究・研修センター」の運営を行う事業であり、認知症介護研究・研修センターを設置する都県市（東京都・愛知県・仙台市）において、下記の通知に基づき実施するものとする。

「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」

(平成12年5月8日老発第477号厚生省老人保健福祉局長通知)

- (4) 高齢者権利擁護等推進事業 (別添2)
- (5) 認知症理解・早期サービス普及促進事業 (別添3)
- (6) 認知症地域支援体制構築等推進事業 (別添4)

(別添 1)

認知症地域医療支援事業実施要綱

第 1 認知症サポート医養成研修事業

1 認知症サポート医養成研修

(1) 目的

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 認知症サポート医(推進医師)の役割

認知症サポート医(推進医師)は、次の役割を担う。

- ア かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医(推進医師)との連携体制の構築
- イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案

(3) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、国立長寿医療センター(愛知県大府市)に委託して実施するものとする。

(4) 研修対象者

実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

- ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師
- イ 「(2) 認知症サポート医(推進医師)の役割」を適切に担える医師

なお、本研修終了後は(2)の役割を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(5) 研修内容

認知症サポート医(推進医師)として必要な、

- ア かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
- イ 地域における認知症高齢者を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連

携を推進するために必要な知識・技術
などの修得に資する内容とする。

(6) 受講の手続き等

受講の手続き等については、国立長寿医療センターの研修要綱で定める。

(7) 修了証書の交付等

ア 国立長寿医療センター総長は、研修修了者に対し、様式1により修了証書を交付するとともに、実施主体の長に所要の事項を通知するものとする。

イ 実施主体の長及び国立長寿医療センター総長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作製し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県及び指定都市医師会と連携し、本事業要綱第1の2「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成し、各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(8) その他

実施主体は、認知症サポート医(推進医師)が行う研修の企画立案等の作業に協力するとともに、企画された内容についても可能な限り、実施に務めるものとする。

2 普及啓発推進事業

(1) 目的

認知症の人に対し、早期に適切なサービス提供を行うためには、認知症の早期発見・早期診断を普及することが重要であることから、認知症サポート医(推進医師)を中心とし、地域住民、認知症の人の家族や介護サービス関係者等に対し、認知症の医療に係る正しい知識の普及を推進することを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。

(2) 事業内容

実施主体は、本事業の目的を達成するため、講演会・シンポジウムの開催やパンフレットの作成配布など、各地域の実情に応じた取組を行うものとする。

なお、事業の実施に当たっては、都道府県・指定都市医師会と連携を図

るものとする。

(様式1)

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 昭和 年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める認知症サポート医養成研修を修了したことを証します。
平成 年 月 日
国立長寿医療センター総長 ○ ○ ○ ○

第2 かかりつけ医認知症対応力向上研修

(1) 目 的

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医（推進医師）との連携の下、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

診療科名を問わず、各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム（別記）に基づき、かかりつけ医として必要で適切な認知症診断の知識・技術などの修得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式2により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作製し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県及び指定都市医師会と連携し、本事業要綱第1の2「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成し、各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、管内の認知症の者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うこととし、研修修了者の情報についても提供するなど、地域の認知症医療体制の推進に資するものとする。

(別記) 標準的なカリキュラム

	研 修 内 容	時間数
I 「基礎知識」編	・ 地域で認知症を支えるためのかかりつけ医の役割 ・ 認知症高齢者の実態 ・ 認知症の初期徴候 など	90分
II 「診断」編	・ アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症の診断 ・ 認知症と間違えられやすい症状・状態 ・ 神経学的所見の具体的な見方 など	90分
III 「治療とケア」編	・ 家族への治療効果の説明 ・ インフォームドコンセントについて ・ 患者・家族に対する病気の説明のプロセス など	90分
IV 「連携」編	・ 認知症を取り巻く環境 ・ 地域で利用可能な制度等の社会資源について ・ 権利擁護 など	90分

(様式 2)

		第	号
修了証書			
氏名			
生年月日		昭和	年 月 日
あなたは、厚生労働省の定めるかかりつけ医認知症対応力向上 研修を修了したことを証します。			
平成 年 月 日		実施主体の長 ○ ○ ○ ○	

(別添 2)

高齢者権利擁護等推進事業実施要綱

1 目的

介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止などの高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。

本事業は、こうした観点から、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県が地域の実情に応じた専門的な相談体制等を整備するなど、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、3(2)イ(ア)の看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認めた全国組織に委託して実施するものとする。

3 事業内容

(1) 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催

身体拘束廃止に関する相談を行うに当たり、関係機関との連絡調整及び相談機能の強化を図ること、市町村が実施する身体拘束の相談窓口の設置に対する支援を行うこと等のため、介護保険施設関係者、居宅介護サービス事業者、関係団体、行政関係者、利用者代表等で構成される身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催する。

(2) 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業

ア 権利擁護推進員養成研修

介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第

5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。以下同じ。)の施設長、介護主任等、施設内において指導的立場にある者を対象とし、講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。

なお、本事業については、別紙1を参考に実施するものとする。

イ 看護職員研修

介護施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、医療的な観点からの権利擁護の視点に立った介護に関する実践的、専門的手法を修得し、介護現場での権利擁護のための取組を行う人材を養成することを目的とし、下記の二つの事業を実施する。

なお、本事業については、別紙2を参考に実施するものとする。

(ア) 看護指導者養成研修

各都道府県において看護の指導的立場にある者を対象に、医療的な観点から介護施設等における権利擁護の取組に必要な専門的知識・技術を修得し、各都道府県で実施される実務看護職員研修の企画・立案への参画、又は講師となる人材を養成する。

(イ) 看護実務者研修

介護施設等の現場において、実際に権利擁護の取組を担当する看護職員(看護主任等)を対象に、医療的な観点からの取組を行うために必要な実践的な知識・技術を修得させる。

(3) 権利擁護相談支援事業

本事業は、各都道府県において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築し、管内の権利擁護の取組を推進することを目的とし、下記の事業を実施する。

ア 権利擁護相談窓口の設置

各都道府県は、管内の権利擁護に関係する関係団体等との密接な連携の下、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口を設置する。

権利擁護相談窓口及び専門相談員は、次のような業務を行うものとする。

- ・ 成年後見制度の手続きなど、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人

やその家族に対する専門的な相談

- ・ 虐待防止ネットワークの構築、虐待対応等困難事例への対応における支援など、高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる市町村及び地域包括支援センターへの助言及び支援
- ・ その他、高齢者の権利擁護に関する必要な業務など。

イ 権利擁護に関する普及啓発

都道府県内の権利擁護の取組を推進するため、高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及・取組の推進を目的としたシンポジウムや市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした事例報告（検討）会等を開催する。

なお、改正前の「３（４）身体拘束廃止事例等報告検討会」は、本事業において、実施するものとする。

ウ その他権利擁護推進に実施主体が必要と認める事業

(別紙 1)

権利擁護推進員養成研修事業の実施について

(1) 研修対象者

介護施設等の施設長、介護主任等、身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護施設等における権利擁護の推進について、講義・演習・自施設実習を通じて、取組に必要な姿勢・実践的手法を修得させる。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(5) 実施上の留意事項

実施主体の長は、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

(別記)権利擁護推進員養成研修事業における標準的な研修カリキュラム例

1 実施形態

講義、演習により行う。

2 受講人数 20名程度(1回)

3 標準的な研修カリキュラム

	研 修 内 容	時間数
1 日 目	講義 目的) 介護に関する最新の考え方を知り、身体拘束廃止のための課題解決の考え方を修得する。 講義内容例) ○ 高齢者介護と身体拘束廃止について ○ 身体拘束廃止のための課題解決の考え方	4 時間
2 日 目	演習 1 (施設見学及び意見交換) 目的) 都道府県内で取組を進めている施設の見学及び見学に基づいた意見交換を行うことにより、受講者が自施設での現状分析を行い、取組に向けた課題整理を行う。	1 日
3 日 目	演習 2 (取組に向けたロールプレイ等) 目的) 演習 1 で整理・認識した課題等を念頭に、身体拘束廃止に向けた視点と問題解決能力を修得する。 演習内容例) ○ 対象者に対する理解を深めるロールプレイ ○ 施設内における身体拘束廃止のための取組	1 日
自施設実習		60 日
4 日 目	演習 3 (報告会・意見交換等) 目的) 本研修で修得した知識や技術を踏まえ、自施設における実習(取組の推進)成果について報告するとともに、その取組過程における問題点や解決方法等について意見交換を行う。	1 日

4 標準的な修了証書様式

		第	号
修了証書			
氏名			
生年月日		昭和	年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める身体拘束廃止推進員養成研修を 修了したことを証します。			
平成 年 月 日			
		〇 〇 県知事	
		〇 〇 〇 〇	

(別紙 2)

看護職員研修事業の実施について

1 看護指導者養成研修

(1) 研修対象者

各都道府県において、介護施設等における看護の指導的立場にある者。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、介護施設等における利用者の権利擁護を推進するために必要な看護職としての専門的な知識・技術の修得並びに研修プログラム作成方法及び教育技術を修得する。

(3) 研修受託機関

看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有する全国組織であって、各都道府県が本研修の実施を委託した機関（以下「研修受託機関」という）。

(4) 受講手続等

受講の手続等については、研修受託機関の研修要項に基づき行う。

(5) 修了証書の交付等

ア 研修受託機関の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及び研修受託機関の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(6) 実施上の留意事項

ア 本研修参加者の選定については、(社)日本看護協会及び介護保険施設関連団体等の各都道府県支部と十分な連携を図ること。

イ 研修参加者は、派遣費用、宿泊費用の他、研修の実施に必要な費用のうち教材等にかかる実費相当分について負担するものとする。

ウ 本研修は、都道府県が実施する実務看護職員研修の指導者を養成する研修という性格から、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

2 看護実務者研修

(1) 研修対象者

介護施設等の現場において、実際に権利擁護の取組を担当する看護職員(看

護主任等)。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護施設等における利用者の権利擁護の取組を推進するために必要な看護職として、医療的な観点から身体拘束廃止の取組を行うための実践的な知識・技術を修得させる。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(5) 実施上の留意事項

ア 実施主体の長は、看護指導者養成研修修了者を有効活用するとともに、(社)日本看護協会の各都道府県支部、介護保険施設関連団体等と密接な連携を図るものとする。

イ 本研修については、効率的な研修実施の観点から、介護サービス適正実施指導事業における「感染症対策指導者養成研修事業」と一体的に実施できるものとする。その際、いずれか一方の事業の補助金申請を行うことで足りるものとする。

(別記)看護実務者研修における標準的な研修カリキュラム例

1 実施形態

講義、演習により行う。

2 受講人数 50名程度(1回)

3 標準的な研修カリキュラム

	研 修 内 容
【講義】	目的) 介護保険施設等における看護職員の業務や役割、最新の看護手法、介護職員との連携等について修得するとともに、介護現場における身体拘束の捉え方や介護保険における身体拘束の位置付け等について基礎的な知識を修得する。また、それぞれの業務を再考することにより、身体拘束がどのような場面で、またどのような原因で行われるかについて再整理するとともに、利用者の立場に立ったケアのあり方について修得する。 講義内容例) ○ 介護保険制度における介護保険施設等の役割について ○ 介護保険施設等における看護職員の役割等について ○ 介護保険における身体拘束の位置付け等について ○ 身体拘束廃止に向けた視点と問題解決能力について ○ 身体拘束を行わないための環境整備等について ○ 施設利用者もしくは家族による講演 等
【演習】	目的) 介護保険施設等における身体拘束廃止に向けた看護の具体的方法、看護職員の関わり等に関して、受講者が勤務する各施設における問題点を整理し、介護保険施設等の看護における具体的な取り組み方法を検討する。 講義内容例) ○ 小グループによるグループワーク 等

4 標準的な修了書様式

○ 看護指導者養成研修修了証書様式

第 号	
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日 昭和 年 月 日	
あなたは、厚生労働省の定める看護指導者養成研修を修了したことを証します。	
平成 年 月 日	研修受託機関の長 ○ ○ ○ ○

○ 看護実務者研修修了証書様式

第 号	
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日 昭和 年 月 日	
あなたは、厚生労働省の定める看護実務者研修を修了したことを証します。	
平成 年 月 日	○ ○ 県知事 ○ ○ ○ ○

(別添 3)

認知症理解・早期サービス普及促進事業実施要綱

1 目的

認知症高齢者等やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援するため、認知症の理解の普及や家族に対する支援を行うとともに、地域の実情に応じた認知症予防や地域における見守り・支援を行うことを目的とするものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。この場合において、都道府県及び指定都市は、この事業を適切に実施することができると思われる団体等に委託することができる。

3 事業内容

(1) 認知症高齢者をかかえる家族に対する支援事業

認知症高齢者等やその家族が、認知症介護の経験を持つ地域の経験者等と、電話相談や交流集会等を通じて接する環境を整備することにより、認知症の初期の段階から、認知症の知識・介護技術の面だけではなく、精神面も含めた支援を行う体制を構築することを目的とし、下記の取組を行うものとする。

(ア) 交流集会（月 1 回程度）

認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め、家族を支えることを目的とし、交流集会等を開催する。

(イ) 電話相談

定期的に相互に電話相談、アドバイスをを行い、家族を技術面・精神面から支援する。

(ウ) 認知症知識普及講座

認知症高齢者等を地域で支えるためには、認知症の正しい理解が重要であることから、医師、認知症介護の専門職や介護経験者等を講師役とし、管内の市町村との連携の下、認知症の正しい知識を普及するための講座を開催する。

なお、「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーンのうち「認知症サポーター養成講座」の実施に当たっては、本事業を活用することも可能である。

(エ) その他

その他、認知症高齢者等をかかえる家族の支援に資する事業。

(2) 認知症早期発見・早期対応推進事業

認知症に対する早期の対応として、各地域で認知症予防や地域における見守り等について、先駆的な取組を行っている自治体を訪問するなどにより、情報収集等を行うなど、下記の取組を行う。

(ア) 訪問等による先進地域（都道府県外含む）の取組情報の収集

先駆的な取組を行っている地域を訪問し、当該地域における取組体制、対象者像、関係機関との連携のあり方、必要な社会資源等について、情報を収集する。

(イ) 取組推進に必要な人材育成のための研修

自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等に対するシンポジウムや研修会を開催し、上記（ア）により収集した事例等について情報提供を行う。

(ウ) その他、本事業の趣旨に資する事業。

(3) 上記（1）及び（2）の事業の成果の普及

シンポジウムや研修会等を通じて、管内の市町村に対して認知症理解・早期サービス普及促進事業において行われる各事業の成果等の普及を行う。

(別添 4)

認知症地域支援体制構築等推進事業

1 目的

地域において、認知症高齢者等と家族を支えるためには、認知症への対応（予防、早期発見、ケア等）を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制を構築することが必要であることから、各都道府県内にモデル地域を設定して、先駆的に支援体制を構築し、都道府県内の各地域にその成果を普及させることを目的とするものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、3のイで実施する事業については、原則として委託により実施するものとし、実施主体の責任の下に事業を実施するものとする。

また、3のウで実施する事業については、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

3 事業内容

ア 推進会議の設置

推進会議は、実施主体が本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管下への普及等の役割を担うものとして、都道府県内の医療関係者、福祉事業関係者、認知症高齢者等の家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者、モデル地域の行政担当者及び介護事業関係者等を構成員として設置するものとし、下記の業務を行うものとする。

- ① 下記イの事業を実施するモデル地域の取組状況の分析及び評価
- ② モデル地域の取組状況等の管内市町村への情報発信
- ③ コーディネーター（下記「イ（イ）のコーディネーター」をいう。以下同じ。）等モデル地域における関係者の活動の支援
- ④ ウの事業の分析及び評価並びに普及
- ⑤ その他、本事業の円滑な実施に関して必要な事項

また、モデル地域の地域包括支援センター及びコーディネーターについては、推進会議の構成員又は事務局として参加させるものとする。

イ モデル地域における地域支援体制構築事業

(ア) モデル地域の選定

本事業におけるモデル地域については、各都道府県における地域の実情に応じ、1つのモデル地域を、例えば①個々の市町村単位、②広域連合、③保健所単位、④2次保健医療圏単位などで設定する。

なお、各都道府県管内において円滑に支援体制を普及・拡大していくために特に必要と認める場合については、各都道府県の判断により、複数のモデル地域を設定することも可能とする。

(イ) 事業のコーディネーターの配置

コーディネーターは、地域包括支援センターや関係者と協力しながら、次の業務を行う者をいう。

- ① モデル地域の「地域資源マップ」の作成
- ② モデル地域におけるネットワークの構築の推進及びネットワークが機能していくための調整等
- ③ モデル地域における地域包括支援センターや関係者に対する認知症に関する専門的助言

コーディネーターは、職種による限定はしないが、次のすべての要件を満たす者であって、モデル地域の市町村等との協議の上、本事業の趣旨を理解し、適切な活動を行えると判断された者をあてるものとする。

- ① 現に認知症の本人やその家族に対するサービスの提供等の支援をしている者
- ② モデル地域内における認知症ケアのニーズや事業所等の状況を熟知している者

なお、コーディネーターは、各モデル地域の実情により、一人の者をもってあてること、複数の者によるチームを形成してあてることも可能とする。

(ウ) 地域資源マップの作成

モデル地域における認知症に係る地域包括支援センターをはじめとする「地域資源」の情報を収集・整理した「地域資源マップ」を作成し、ホームページによる公開などの方法により、地域住民等に対して広く提供するものとする。

なお、作成した「地域資源マップ」は、事業の進行状況をモニタリングしながら、随時更新するものとする。

地域資源マップに掲載される具体的な「地域資源」の例は、次に掲げるものその他地域の実情に応じて必要と判断されたものとする。

例) 地域包括支援センター、認知症サポート医、かかりつけ医、認知症

通じ、社会参加への支援などを行う。

- ・ 見守りネットワーク

在宅の認知症高齢者等や家族が地域において孤立しないよう、日々の声かけ等によりその状況やニーズを日常的に把握するため、関係者やボランティアによる見守りネットワークを構築し、運営する。

- ・ センター方式を活用した事例検討会

コーディネーターが支援した事例に対する支援・対応事例等を参考とし、「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式」を用いた実践的な認知症ケアに関する検討会を行う。

ウ 認知症対応型サービスの取組事例の普及

本事業は、管内の認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護を実施している事業所について、そのサービス内容を広く住民に情報提供することを目的とし、市町村や事業所団体との連携の下、適切なサービス提供を行っている事例、地域との連携が適切に行われている事例等の情報を収集し、それらの事例の中からモデルとなるような事例の抽出を行う。

モデル事例については、定期的な状況把握に努め、収集された情報を分析・評価し、その結果を事例として取りまとめ、管内の市町村及び事業所に対して情報提供を行う。

情報提供に当たっては、管内市町村とも連携し、ホームページを活用する方法、パンフレット等の作成・配布及び地域包括支援センターへの設置など、住民等が情報に容易に接することができるような配慮を行うものとする。

4 その他

ア 「イ モデル地域における地域支援体制構築事業」の実施に当たっては、実施の準備に一定の期間を必要とすること、事業の成果を評価するために、概ね1年間実施状況を注視する必要があること、事業の成果の評価に一定の期間を必要とすること等が考えられることから、同一モデル地域において2か年継続して実施することが望ましい。

イ 3の事業内容については必須事業とする。また、3イ（エ）における「ウ その他」事業については、モデル地域の市町村との協議の上で、各モデル地域の実情に応じて、（例）を参考に取り組むものとする。

介護指導者、キャラバンメイト、認知症サポーター、介護保険施設、通所介護事業所、地域密着型サービス提供主体、民生委員、認知症の本人やその家族に対する支援団体、行政関係機関（警察・消防等）、権利擁護関係者、福祉に関するNPO・市民団体、公民館、近隣の商店等 等

「地域資源マップ」の作成の過程を通じて、掲載される関係者の間で、それぞれの役割について合意を形成するとともに、関係者間のネットワークを形成するものである。

（エ）地域支援体制推進事業

本事業は、地域における関係者のネットワーク化により、認知症に係る地域包括支援センターの業務の支援など、地域における認知症に係る具体的な支援を目的として実施する。

ア） 認知症ケア等のサポート

地域包括支援センター等へ持ち込まれた認知症に関する相談、ケアプラン等について、コーディネーターが、専門的視点からの助言や関係者とのネットワーク作り等の支援等を行う。地域包括支援センターはコーディネーターと協力しながら、地域資源マップを活用して、必要に応じて適切なサービスへつなぐ等の支援を行う。

イ） 徘徊SOSネットワークの構築

徘徊SOSネットワークの構築は、認知症に関係する事業者の有機的な繋がり強化を図ることのみならず、警察や消防などの公的機関や、バス・タクシー会社など身近な生活に関わる事業者等の協力と参加を得ることにより、地域における重層的な認知症支援体制を整備する有効な手段の一つである。そのため、地域住民による徘徊SOSネットワークのサポーターの連絡網や認知症高齢者等が気軽に立ち寄ることができる拠点の設置等を行うとともに、模擬訓練などの実施により、関係者が有機的に連携する実効性のあるネットワークの構築を図る。

ウ） その他

モデル地域の創意工夫により、地域における関係者のネットワークを活かした事業を行う。

（例）

- ・ 「もの忘れ」相談の実施

住民を対象に、地域の医師会との連携の下、認知症サポート医及びかかりつけ医が認知症に関する相談を受ける。

- ・ 認知症高齢者等のネットワーク支援

モデル地域内において本人同士が直接交流する機会を設けることを

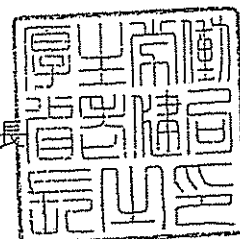


老 発 第 0426003 号

平成 19 年 4 月 26 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長



「認知症介護実践者等養成事業の実施について」の一部改正について

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日付老発第0331010号本職通知）を別添のとおり一部改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。

別 添

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

新	旧
老 発 第 0 3 3 1 0 1 0 号 平成 1 8 年 3 月 3 1 日 <u>一部改正 老 発 第 0 4 2 6 0 0 3 号</u> <u>平成 1 9 年 4 月 2 6 日</u> 各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生労働省老健局長 認知症介護実践者等養成事業の実施について 認知症高齢者の介護に関する研修事業については、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）に基づき実施してきたところであるが、今般、事業の名称の変更を行うとともに、研修内容の更なる充実を図る観点から、別紙のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）を定めたので、各都道府県・指定都市においては本事業の適正かつ円滑な実施に特段のご配意を願いたい。なお、これに伴い、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号老健局計画課長通知）は、廃止する。 【削除】	老 発 第 0 3 3 1 0 1 0 号 平成 1 8 年 3 月 3 1 日 各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生労働省老健局長 認知症介護実践者等養成事業の実施について 認知症高齢者の介護に関する研修事業については、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）に基づき実施してきたところであるが、今般、事業の名称の変更を行うとともに、研修内容の更なる充実を図る観点から、別紙のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）を定めたので、各都道府県・指定都市においては本事業の適正かつ円滑な実施に特段のご配意を願いたい。なお、これに伴い、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号老健局計画課長通知）は、廃止する。 <u>なお、要綱中、4（5）認知症介護指導者養成研修及び（6）フォローアップ研修の対象者については、平成19年度から見直しを予定しているので、おって通知する。</u>

(別紙)

認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 関係機関との連携 (略)

4 事業内容

(1) 認知症介護実践研修 (略)

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修 (略)

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 (略)

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 (略)

(5) 認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

次のア～エのすべてを満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア (略)

イ (略)

ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業に実施について」(平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知)により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）、又はそれと同等の能力を有すると実施主体が認めた者

エ 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事

(別紙)

認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 関係機関との連携 (略)

4 事業内容

(1) 認知症介護実践研修 (略)

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修 (略)

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 (略)

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 (略)

(5) 認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

次のア～ウのすべてを満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア (略)

イ (略)

ウ 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事

することが予定されている者 ② 実施内容 (略) ③ 実施施設 (略) ④ 受講手続等 (略) ⑤ 修了証書の交付等 (略) ⑥ 実施上の留意事項 (略) (6) フォローアップ研修 (略) (7) その他 (略) 5 認知症介護研修推進計画の策定 (略) (別記) 認知症介護研究・研修センター設置場所等 (表、略)	することが予定されている者 ② 実施内容 (略) ③ 実施施設 (略) ④ 受講手続等 (略) ⑤ 修了証書の交付等 (略) ⑥ 実施上の留意事項 (略) (6) フォローアップ研修 (略) (7) その他 (略) 5 認知症介護研修推進計画の策定 (略) (別記) 認知症介護研究・研修センター設置場所等 (表、略)
---	---

老 発 第 0331010 号

平成 18 年 3 月 31 日

一部改正 老 発 第 0426003 号

平成 19 年 4 月 26 日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長

認知症介護実践者等養成事業の実施について

認知症高齢者の介護に関する研修事業については、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）に基づき実施してきたところであるが、今般、事業の名称の変更を行うとともに、研修内容の更なる充実を図る観点から、別紙のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）を定めたので、各都道府県・指定都市においては本事業の適正かつ円滑な実施に特段のご配慮を願いたい。なお、これに伴い、「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号本職通知）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号老健局計画課長通知）は、廃止する。

(別紙)

認知症介護実践者等養成事業実施要綱

1 目 的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

なお、都道府県等は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設、同法第41条に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、都道府県等はその介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、4（5）の認知症介護指導者養成研修及び4（6）のフォローアップ研修については、都道府県等は、別記に掲げる認知症介護研究・研修センターに研修を委託して実施するものとする。

3 関係機関との連携

実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

4 事業内容

（1）認知症介護実践研修

① 研修対象者

介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等であって、実施主体の長が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 実習施設

介護保険施設・事業者等が有する施設であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。

④ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、市町村の長又は所属の介護保険施設・事業者等の長を通じて、実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

⑤ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。

ウ 本事業の一部を受託して実施する介護保険施設・事業者等は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めた者とする。

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施する。

③ 実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。

④ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて、実施主体の

長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

⑤ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を開設する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑥ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。

ウ 本事業の一部を受託して実施する指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所は、本事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修

① 研修対象者

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の長に申込むものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

④ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付す

るものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を開設する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

イ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の長に申込みものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

④ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各所属事業所を開設する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するととも

に、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 研修参加者は、研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。

(5) 認知症介護指導者養成研修

① 研修対象者

次のア～エのすべてを満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ (ア)介護保険施設・事業者等に従事している者（過去において介護保険施設・事業者等に従事していた者も含む。）

(イ)福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ウ)民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者

ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業に実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）、又はそれと同等の能力を有すると実施主体が認めた者

エ 認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として、③の実施施設において実施される認知症介護指導者養成研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

認知症介護研究・研修センター（別記）及び連携施設

④ 受講手続等

受講の手続等については、認知症介護研究・研修センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア 認知症介護研究・研修センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及び認知症介護研究・研修センターの長は、研修修了者について

、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

ア 研修参加者は、派遣費用、宿泊費用の他、研修の実施に必要な費用のうち教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。

イ 都道府県等が実施する認知症介護実践研修事業の指導者を養成するという本研修の性格を踏まえ、都道府県等は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

(6) フォローアップ研修

① 研修対象者

次のア及びイの要件を全て満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア 次のいずれかの要件に該当する者

(7) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

(4) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

② 実施内容

研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、③の実施施設において実施されるフォローアップ研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

認知症介護研究・研修センター

④ 受講手続等

受講の手続等については、認知症介護研究・研修センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア 認知症介護研究・研修センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及び認知症介護研究・研修センターの長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

ア 研修参加者は、派遣費用、宿泊費用の他、研修の実施に必要な費用のうち教材等にかかる実費相当分を負担するものとする。

イ 都道府県等が実施する認知症介護実践研修事業の指導者を養成するという本研修の性格を踏まえ、都道府県等は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

(7) その他

(1) から (4) の実施については、「「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について」(平成18年3月31日老計発第0331006号、老振発第0331006号、老老発第0331019号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)において、その受講が義務付けられているものであるので、各実施主体においては、その実施に当たって、管内市町村との緊密な連携を図られたい。

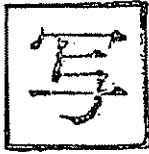
5 認知症介護研修推進計画の策定

都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。

(別記)

認知症介護研究・研修センター設置場所等

区 分	設置場所	事業主体
東 京	東京都杉並区	社会福祉法人 浴風会
大 府	愛知県大府市	社会福祉法人 仁至会
仙 台	宮城県仙台市	社会福祉法人 東北福祉会

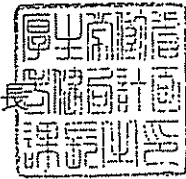


老計発第0426001号

平成19年4月26日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省老健局計画課長



「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」
の一部改正について

「認知症介護時実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日付老計発第0331007号本職通知）を別添のとおり改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。

別 添

「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）新旧対照表

新	旧
老計発第0331007号 平成18年3月31日 一部改正 老計発第0426001号 平成19年4月26日 各 都道府県 民生主管部（局）長殿 指定都市 厚生労働省老健局計画課長 認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について （略） 1 認知症介護実践研修 （略） 2 認知症対応型サービス事業開設者研修 （略） 3 認知症対応型サービス事業管理者研修 （略） 4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 （略）	老計発第0331007号 平成18年3月31日 各 都道府県 民生主管部（局）長殿 指定都市 厚生労働省老健局計画課長 認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について （略） 1 認知症介護実践研修 （略） 2 認知症対応型サービス事業開設者研修 （略） 3 認知症対応型サービス事業管理者研修 （略） 4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 （略）

5 認知症介護指導者養成研修

認知症介護指導者養成研修については、要綱 4（5）に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア （略）

イ （略）

ウ 研修対象者について、要綱 4（5）①ウの「認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年 9 月 5 日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）は、実践者研修修了者（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「旧通知」という。）により実施された基礎課程を修了した者を含む。）であって、実践リーダー研修を修了した者（旧通知により実施された専門課程を修了した者を含む。）とする。

エ （略）

オ （略）

カ （略）

6 フォローアップ研修

（略）

7 認知症介護研修推進計画

（略）

（別紙 1）～（別紙 4） （略）

5 認知症介護指導者養成研修

認知症介護指導者養成研修については、要綱 4（5）に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア （略）

イ （略）

ウ （略）

エ （略）

オ （略）

6 フォローアップ研修

（略）

7 認知症介護研修推進計画

（略）

（別紙 1）～（別紙 4） （略）

老計発第0331007号

平成18年3月31日

一部改正 老計発第0426001号

平成19年4月26日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省老健局計画課長

認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について

認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意のうえ、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

1 認知症介護実践研修

認知症介護実践研修については、局長通知の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）4（1）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の実情に応じ、次の「実践者研修」と「実践リーダー研修」をそれぞれ必要な回数行うこととする。

（1）実践者研修

ア 実践者研修は、認知症介護の理念、知識及び技術を修得させることをねらいとする。

イ 研修対象者は、原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙１（１）アのとおりとする。

都道府県等は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、必修時間並びに必修科目の実施に必要な時間数を確保した研修カリキュラムを作成するものとする。その場合、必修科目を網羅するとともに、講義・演習の必修時間数２４時間（１,４４０分）のうち、必修科目について１５時間（９００分）以上を確保することに留意願いたい。また、実習についても研修時間数の確保に配慮願いたい。

オ 要綱４（１）⑤アの修了証書の様式を別紙２（１）のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

カ 本研修については、地域密着型サービス事業所の指定基準において受講が義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村の長は、当該事業所の状況を精査した上で、事業所から推薦された者の受講が適当と認めた場合には、都道府県等に対し別紙３を添えて申込みを行うものとする。都道府県等は、市町村の長から本手続きを経て申込みがされた者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

（２）実践リーダー研修

ア 実践リーダー研修は、実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者は、介護保険法第８条第２２項に規定する介護保険施設又は介護保険法第４１条に規定する指定居宅サービス事業者及び介護保険法第４２条の２に規定する指定地域密着型サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）において介護業務に概ね５年以上従事した経験を有している者であって、実践者研修を修了し１年以上経過している者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙１（１）イのとおりとする。

都道府県等は、これを参考として、それぞれの地域の実情に応じて、研修カリキュラムを作成するものとする。

また、実施にあたっては、研修生の受講可能な日程を組む等の配慮を行うものとする。

なお、都道府県等の実情に応じ、実習時間を増減させることは差し支えないこととするが、標準的な研修時間の２分の１に相当する実習時間は確保するものとする。

なお、本研修を修了した者については、実施主体及び事業所設置市町村の長に対し、研修（現場体験を含む）の受講を通じ、

- ① 認知症高齢者ケアについて理解したこと
- ② 今後の事業所運営に関して取組みたいこと

などについて、レポート（A4用紙5枚程度）を作成し提出させることとする。新たに事業所を開設する者については、市町村の長あてには、指定申請時に提出するものとする。

オ 要綱4（2）5アの修了証書の様式は、別紙2（1）のとおりとし、上記エのレポートの提出と引き替えに交付するものとする。

3 認知症対応型サービス事業管理者研修

本研修については、要綱4（3）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で必要な「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4（3）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に地域密着型サービスの新規開設を予定する事業者からの推薦については、市町村が当該事業所の開設申請内容等を十分審査した上で選定し、必要と認めた場合には、都道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（3）のとおりとする。

オ 要綱4（3）④アの修了証書の様式は、別紙2（1）のとおりとする。

4 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

本研修については、要綱4（4）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者（介護支援専門員）が、利用登録者に関する居宅介護支援計画や指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」、「適切なサービスの提供」、

オ 実習施設については、要綱４（１）③に定められているところであるが、具体的には、認知症高齢者に対するサービス提供に関し熱意と経験を有する介護保険施設、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所等とする。

研修の実施にあたっては、当該施設に研修責任者を配置するとともに、研修の意義、心構え、日課表等を内容とする研修要項を作成し、研修生の指導にあたることとする。

カ 実施要綱４（１）⑤アの修了証書の様式を別紙２（１）のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

キ 本研修については、指定認知症対応型共同生活介護事業所が、当該事業所を短期利用させるための要件として義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業所がある場合については、市町村は、当該事業所から推薦された者の受講について、各事業所の状況を精査した上で、必要と認めた場合には、都道府県等に対し別紙３を添えて申込みを行うものとする。都道府県等は、市町村から本手続きを経て申込みをした者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

２ 認知症対応型サービス事業開設者研修

本研修については、要綱４（２）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所の代表者となる者が、これらの事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」、「認知症高齢者ケアのあり方」、「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱４（２）④アにより、各市町村の長を通じて申込みを行った者とし、実施主体が選定を行うものとする。市町村の長は、特に地域密着型サービスの新規開設を予定する事業者からの推薦については、当該事業所の開設申請内容等を十分審査を行い、受講することが適当と認めた場合には、都道府県等に対し別紙３を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び現場体験により行うものとする。なお、要綱４（２）③の実習施設については、原則として指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所とするが、地域の実情に応じて、指定認知症対応型通所介護事業所で行うこともできるものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙１（２）のとおりとする。

- 「利用計画作成演習」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。
- イ 研修対象者については、要綱４（４）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に小規模多機能型居宅介護事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦者については、当該事業所の開設申請内容等を十分審査した上で選定を行うものとする。
- ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。
- エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙１（４）のとおりとする。
- オ 要綱４（４）④アの修了証書の様式は、別紙２（１）のとおりとする。

５ 認知症介護指導者養成研修

認知症介護指導者養成研修については、要綱４（５）に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者について、要綱４（５）①アの「これに準ずる者」を選定する際には、厚生労働省に事前に協議することとする。

ウ 研修対象者について、要綱４（５）①ウの「認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年９月５日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）」は、実践者研修修了者（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「旧通知」という。）により実施された基礎課程を修了した者を含む。）であって、実践リーダー研修を修了した者（旧通知により実施された専門課程を修了した者を含む。）とする。

エ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、３０日間とする。さらに、一連の研修期間の途中あるいは研修期間終了後に、約４週間程度の職場研修期間を設定し、別紙１（５）に定める「職場研修」の課題①、②について、レポートを作成・提出させることとする。

オ 標準的な研修カリキュラムは、別紙１（５）のとおりとする。

カ 要綱４（５）⑤アの修了証書の様式は、別紙２（２）のとおりとする。

6 フォローアップ研修

フォローアップ研修については、要綱４（６）に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等を修得させることにより、第一線の介護従業者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えることをねらいとする。

イ 研修対象者は、要綱４（６）に定める者とする。

ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、５日間とする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙１（６）のとおりとする。

オ 要綱４（６）⑤アの修了証書の様式は、別紙２（２）のとおりとする。

7 認知症介護研修推進計画

認知症介護研修推進計画については、要綱５に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 計画の策定にあたって

都道府県等は、

- ① 管内市町村と連携し、本事業で実施するそれぞれの研修を受講すべき対象者の職種や人数、実践リーダー研修の実施が可能な実習施設の状況等、
- ② 認知症介護指導者養成研修及びフォローアップ研修については、各都道府県等における構築すべき認知症介護実践研修の実施体制等を考慮し、中長期的な見通しを立てたうえで、認知症介護研修推進計画を策定すること。

イ 計画の内容

計画に記載すべき事項とその内容を別紙４のとおり定めたので、これに準じて策定すること。

ウ 計画の期間

これまで、平成１７年度を初年度とする新たな５年間の計画を策定していたところであるが、今般新規に追加された研修に関する部分の追加など、必要な計画の見直しを行うものとする。

(別紙1)

(1) 認知症介護実践研修 標準カリキュラム

ア 実践者研修 講義・演習 3 6 時間 (2, 160分) 実習：他施設実習1日、職場実習4週間、実習のまとめ1日

教科名	目的	内容	時間数	区分	必修科目
1 認知症介護の理念					
(1) 認知症介護実践研修のねらい	研修の目的と目標を示し、それに沿って研修カリキュラムがどのように組み立てられているかを理解し、受講の方向性を明確にする。加えて、研修の機会を、研修生のストレス緩和の場、情報交換、ネットワークづくりの場に活用することをうながす。	・研修目的・目標の明示。 ・目的・目標とカリキュラムの関係を明示。 ・研修の機会を、主体的、積極的に自分の学習の場として活用する意義の明示。	60分	演習	
(2) 新しい認知症介護の理念の構築	高齢者の能力に応じて自立した生活を保障するために求められる介護理念を、グループワークを通して検討し、自分の言葉で構築することを目指す。その際に、先進的な事例を複数例示し、抽象的にならず具体的に検討することをうながす。	・先進的介護サービス事業所の理念の提示(2つ以上の複数であること)。 ・演習を通して他研修生の意見を聴き、自分の介護を振り返る。 ・介護理念の再構築。	300分	演習	
(3) 研修の自己課題の設定	「ねらい」「理念の再形成」を元に、研修中の個人の課題設定を行うことで、主体的に研修に参加する態度をうながす。なお、課題は、実習まで含むものとする。	・研修中の課題設定。 ・課題を文章として示す。	60分	演習	
2 認知症高齢者の理解と生活の捉え方					
(1) 医学的理解	認知症という病気と症状の説明で終わるのではなく、医学的理解が認知症介護を行うにあたって必要とされる理由が理解されること。医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解をを深めること。	・認知症の原因疾患とそれに伴う障害等の内容およびそれらが個人の生活活動に及ぼす影響。 ・自立支援の中で医学の果たす役割の提示。	60分	講義	○
(2) 心理的理解	認知症によって高齢者の心理にどのような変化が生じ、それが生活面にどのような影響を与えるかを学び、高齢者の心理面の理解を深めること。高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。	・加齢や老化による心理面への影響と認知症が及ぼす心理面への影響。 ・それらが個人の生活活動に及ぼす影響。 ・周囲の対応 ・環境が個人に及ぼす心理面の影響。 ・自立支援の中で心理的理解が果たす役割の提示。	60分	講義	○
(3) 生活の捉え方	「医学的理解」「心理的理解」の講義を元に、認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を講義のみではなく演習を通して理解を深めること。	・生活障害としての認知症の理解。 ・個人と認知症との関係の理解。 ・生活支援の重要性の理解。 ・演習は90分以上であること。	120分	講義＋演習	○

教科名	目的	内 容	時間数	区分	必修科目
(4) 家族の理解・高齢者との関係の理解	家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性の理解を深めること。	・高齢者と家族との関係。 ・認知症が家庭内に与える影響（介護の困難さを含む）。 ・家族支援の方法と効用。 ・講義には家族を講師として採用する等の広い人材の登用を考慮すること。	90分	講義	○
(5) 意思決定支援と権利擁護	認知症により、日常生活の中で制限されてしまう個人の自由や意思決定が、本来どのように保障されるべきかを理解すること。その阻害の例として、虐待、拘束の内容を理解し、人権擁護の具体的な方法の理解を深めること。	・個人の人権の重要性。 ・自由の尊重と意思決定の尊重。 ・虐待・拘束の定義と具体的内容。 ・人権擁護・成年後見制度。	60分	講義	○
(6) 生活の質の保障とリスクマネジメント	認知症を抱えたことで生じる生活上の困難は、本人の生活の質の低下のみならず、事故の危険性も高めることを知る。従来のリスクマネジメントは、事故に対する危機管理が中心であったがそれだけではなく、認知症を抱えた個人の生活の質を継続に保証するためのリスクマネジメントのあり方を学ぶこと。	・認知症が及ぼす事故の危険性の内容。 ・個人の生活の質の保障の重要性。 ・認知症介護に求められるリスクマネジメントの目的と内容。 ・家族の了解を含めたリスクマネジメントの方法。 ・（前述の講義を受け）安全管理と人権の関係の理解。	60分	講義	○
(7) 認知症高齢者の理解に基づいた生活のアセスメントと支援	「医学的理解」から「生活の質の保障とリスクマネジメント」の講義を基に、高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援として必要な、認知症介護のアセスメントと生活支援の基本的な考え方の理解を深めること。	・介護現場で、介護理念と個人の介護目標を結びつけることの重要性。 ・認知症介護におけるアセスメントとケアプラン作成の際の基本的考え方。	120分	講義	○
(8) 事例演習	上記の講義をうけ、事例（これはモデル事例もしくは研修生からの提出事例を使用する）を用いて、個人への支援にたったアセスメントと生活支援の方法の基本を理解すること。	・事例演習による具体的な考え方の体験的理解。 ・援助方法の展開の体験的理解。	180分	演習	○
3 認知症高齢者の生活支援の方法					
(1) 援助者の位置づけと人間関係論	高齢者、家族、その他の援助者、地域住民等との対人関係のとり方を理解し、援助者に求められる位置づけとあり方の理解を深めること。	・高齢者、家族、他の援助者、近隣住民等との関係の持ち方の基本。 ・援助者の位置付けとあり方。	90分	講義	
(2) コミュニケーションの本質と方法	高齢者だけではなく、家族や他の援助者等とのコミュニケーションに際して、コミュニケーションの本質（意義・目的とすること）を理解し、その上で実践で活用できる技法の基本を理解すること。	・コミュニケーションをとることの意義と目的。 ・高齢者とのコミュニケーション技法。 ・家族とのコミュニケーション技法。 ・他の援助者とのコミュニケーション技法。	90分	講義	

教科名	目的	内容	時間数	区分	必修科目
(3) 援助関係を築く演習	「援助者の位置づけと人間関係論」「コミュニケーションの方法」の講義を踏まえた演習を通して、実践で活用できる技術を身につける。	・事例を用いた具体的な援助展開の方法の体験的理解。	120分	演習	
(4) 人的環境と住居環境を考える	高齢者を取りまく人間関係としての人的環境と住まい（自宅、GH、施設など）を中心とした住居環境の理解を深め、二つの環境の持つ意味を考え、援助者として環境に働きかける重要性を理解すること。	・人間関係としての人的環境の内容と生活に与える影響。 ・住まいとしての住居環境の内容と生活に与える影響。	120分	講義	○
(5) 地域社会環境を考える	人的環境と住居環境を取り巻く、地域社会、社会制度などの地域社会環境の理解を深め、その環境の持つ意味を考え、援助者として環境に働きかけることの重要性を理解すること。	・地域社会環境の内容。 ・生活に与える影響。 ・地域社会環境との関係の取り方。	120分	講義	○
(6) 生活環境を考える演習	上記2講義を踏まえて、事例を通して具体的に介護における環境のあり方の理解を深め、環境への関わり方を考えること。	・事例を用いた体験的理解 ・環境への関わり方の具体的な方法の検討。 ・家族の位置付けは、家族支援の視点も含めること。	120分	演習	○
(7) 生活支援の方法	「認知症高齢者の生活支援の方法」の教科のまとめとして、高齢者が、様々な人的・物的・社会的環境の中で生活していくことを、どのように支援していくべきかを理解し、事例演習を通してその方法を考えること。	・日常的な生活支援のあり方。 ・その援助方法・環境調整、地域資源の活用の重要性。 ・事例を用いた体験的理解と具体的な方法の検討。 ・家族の位置付けは、家族支援の視点も含めること。 ・演習は60分以上であること。	90分	講義＋演習	○
4 実習					
(1) 実習課題設定	本研修の目的に基づき、「研修の自己課題」の内容と、講義演習の受講を踏まえ、研修成果を実践で活用できる知識・技術にするための実習課題を設定すること。	・自己の研修課題と研修の成果に基づいた実習目標の設定。 ・他施設の見学実習、職場実習の目標設定に際しての、実習展開例（別に添付）を提示すること。 ・本研修目的に沿っていること。	240分	演習	
(2) 実習1：外部実習	他の介護保険事業場への1日の見学実習を通して、自己の設定した課題の達成をめざし、その成果を得ること。	・実習課題に沿った実習の展開。 ・研修目的に沿っていること。	1日	実習	
(3) 実習2：職場実習	職場での4週間の実習を通して、自己の設定した課題の達成をめざし、その成果を得ること。	・実習課題に沿った実習の展開。 ・研修目的に沿っていること。	4週間	実習	

教 科 名	目 的	内 容	時間数	区分	必修科目
(4)実習結果報告とまとめ	実習が設定した課題に沿って実施できたかを各自で振り返り、報告し、実習課題がどの程度達成できたかを評価すること。	・実習課題に沿った実習展開の結果を整理し報告する。 ・研修全体の自己評価の実施。 ・他研修生の自己評価の確認。	1日	演習	

※ 「２(5)意思決定支援と権利擁護」においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく養介護施設従事者として必要な知識の付与に努めるものとする。

イ 実践リーダー研修 講義・演習 57時間 (3,420分) 実習：他施設実習3日以上、職場実習4週間、実習のまとめ1日

教科名	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護の理念				
(1)研修のねらい	研修の目的と目標を示し、それに沿って研修カリキュラムがどのように組み立てられているかを理解し、研修の方向性を明確にする。加えて、研修の機会を、研修生のストレス緩和の場、情報交換、ネットワークづくりの場に活用することをうながす。	・研修目的 ・目標の明示。 ・目的・目標とカリキュラムの関係を明示。 ・研修の機会を、主体的、積極的に自分の学習の場として活用する意義の明示。	60分	演習
(2)生活支援のための認知症介護のあり方	職場の介護理念を振り返る前に、認知症介護において今後ともめられる「能力に応じ自立した生活」を支援するための痴呆介護のあり方を、具体的な取り組みを行っている事例を用いて学ぶことで、具体的なイメージを持つこと。	・介護保険法に基づいた自立支援のあり方。 ・地域ケアのあり方。 ・具体的事例の提示(2つ以上であること)。 ・事例を用いた演習。 ・演習は60分以上であること。	120分	講義＋演習
(3)介護現場の介護理念の構築	「生活支援のための認知症介護のあり方」を踏まえて、自分の職場の理念を振り返り、新しい認知症介護理念の構築を行うこと。	・自分の職場の理念の振り返り。 ・新しい理念の構築。 ・これらを演習を通して行う。	180分	演習
(4)介護現場の認知症介護のあり方に関するアセスメント	「生活支援のための認知症介護のあり方」「介護現場の介護理念の構築」講義、演習を踏まえ、自分の職場の認知症介護に関するアセスメントを演習を通して行い、職場における認知症介護に関する課題を明らかにすること。	・自分の職場のアセスメントを演習を通して行う。 ・自分の職場の課題と改善点を明らかにする。	180分	演習
(5)研修参加中の自己課題の設定	上記4つの講義、演習を踏まえて、研修中の個人の課題設定を行うことで、主体的に研修に参加する態度をうながす。なお、課題は、実習まで含むものとする。	・研修中の課題設定。 ・課題を文章として示す。	60分	演習
2 認知症介護のための組織論				
(1)実践リーダーの役割と視点	介護現場の実践リーダーとして、介護理念を介護現場で具体化していくために、実践リーダーが担う役割と、実践リーダーがそのために身につけるべき考え方としての視点を明らかにすること。	・チームケアのあり方。 ・実践リーダーとしての自己理解と役割の理解。 ・他スタッフと関係の持ち方。 ・演習より講義内容を深める。 ・演習は60分以上であること。	120分	講義＋演習
(2)サービス展開のためのリスクマネジメント	実践リーダーの役割として、虐待、拘束、人権擁護の内容とその対応を理解するとともに、認知症により日常場面で生じる高齢者の抱えるリスクを理解し、認知症介護を展開する際に、リスクマネジメントを具体的に展開していく技能を身につけること。	・拘束、虐待の定義と具体的内容。 ・その対応方法。 ・人権擁護の内容。 ・成年後見制度の内容と活用。 ・自由の保障と安全管理の関係。 ・認知症が生活場面に及ぼすリスクについて ・演習による講義内容の理解と具体的対応方法の体験的理解。 ・演習は90分以上とする。	180分	講義＋演習

教科名	目的	内容	時間数	区分
(3)高齢者支援のための家族支援の方策	実践リーダーの役割として、家族をどのように理解し、介護や支援を展開することが求められるかを理解し、家族支援できる技能を身につけること。	・ 家族の理解。 ・ 高齢者と家族との関係の理解。 ・ 自立支援のための家族の位置づけの理解。 ・ 演習による講義内容の理解と具体的援助技法の体験的理解。 ・ 演習は90分以上とする。	180分	講義＋演習
(4)介護現場の環境を整える方策	実践リーダーの立場から、組織内の対人関係と介護の質を維持向上させるため、介護の質を維持向上させるための職員のメンタルヘルスやストレスマネジメントの内容と方法を理解し、実践できる技能を身につけること。	・ 職員間の人間関係。 ・ 職場内のストレス。 ・ 職場のメンタルヘルス。 ・ 演習による講義内容の理解と具体的な援助方法の体験的理解。 ・ 演習は90分以上とする。	180分	講義＋演習
(5)地域資源の活用と展開	実践リーダーの役割として、高齢者の能力に応じた生活を支援するために必要な地域資源（公的、非公的両方の地域資源）の内容と連携する方法を理解し、支援できる技能を身につけること。	・ 公的、非公的地域資源の内容。 ・ 地域資源との連携の方法。 ・ 演習による講義内容の理解と具体的対応方法の体験的理解。 ・ 演習は90分以上とする。	180分	講義＋演習
3 人材育成のための技法				
(1)人材育成の考え方	積極的に人材育成に取り組んでいる具体的事例を用いながら、人材育成の目的やねらい、方法、工夫点、課題を理解し、人材育成の重要性を理解すること。	・ 具体例の提示。 ・ 具体例を通しての目的やねらい、方法、工夫点の提示。 ・ 人材育成の重要性と課題。	90分	講義
(2)効果的なケースカンファレンスの持ち方	実践リーダーとして、職員の意欲や動機付けを高める効果的なケースカンファレンスの持ち方の方法を学び、具体的な展開できる技能を身につけること。	・ ケースカンファレンスの内容。 ・ 事例提示の方法。 ・ ケースカンファレンスの進め方。 ・ 演習による具体的な展開方法の体験的理解。 ・ 演習は120分以上とする。	240分	講義＋演習
(3)スーパービジョンとコーチング	人材育成の方法であるスーパービジョンとコーチングの内容を理解し、実践できる技能を身につけること。	・ スーパービジョンの内容と方法。 ・ コーチングの内容と方法。 ・ 演習による講義内容の理解と具体的な技法の体験的理解。 ・ 演習は120分以上とする。	300分	講義＋演習

教 科 名	目 的	内 容	時間数	区分
(4)人材育成の企画立案と伝達・表現技法	人材育成の方法として、職場を中心に人材教育や研修を行うに際して、必要となる教育研修カリキュラムの企画立案の方法と講義・演習・指導等を行う際の伝達表・現の技法の基本を理解し、実際に展開する際の留意点を学ぶこと。	・研修カリキュラムの企画立案の方法。 ・講義・演習・指導等の方法。 ・効果的な企画立案、講義・演習・指導等の意義と重要性。 ・演習による講義内容の理解と具体的方法の体験的理解。 ・演習は60分以上とする。	180分	講義＋演習
(5)事例演習 1	本教科「人材育成のための技法」の各単元を踏まえて、教科のまとめとして事例を用いて、介護現場で活用できるための実践的な方法を身につけること。	・人材育成、チームケアを具体的に検討し、各単元の理解を体験的に深めることができる事例の提示。 ・2事例実施。 ・1事例は居宅事例であること。	180分	演習
(6)事例演習2			180分	演習
4 チームケアのための事例演習				
(1)事例演習展開のための講義	「組織論」「人材育成」の教科を踏まえて、認知症介護のアセスメントとケアの基本的な考え方と方法を事例演習を通して身につけること。	・認知症介護のアセスメントとケアの基本的考え方。 ・チームケアの中で、実践リーダーの果たす役割。 ・チームケアを具体的に検討し、理解を体験的に深めることの出来る事例の提示。 ・2事例を実施。 ・1事例は居宅事例であること。	90分	講義
(2)事例演習1			300分	演習
(3)事例演習2			300分	演習
5 実習				
(1)実習課題設定	本研修の目的に基づき、「研修の自己課題」の内容と、講義演習の受講を踏まえ、研修成果を実践で活用できる知識・技術にするための実習課題を設定すること。	・自己の研修課題と研修の成果に基づいた実習目標の設定。 ・他施設の見学実習、職場実習の目標設定に際しての、実習展開例（別に添付）を提示すること。 ・本研修目的に沿っていること。	120分	演習
(2)実習 1：外部実習	他の介護保険事業場への3日以上での体験実習を通して、自己の設定した課題を達成し、その成果を得ること。	・実習課題に沿った実習の展開。 ・研修目的に沿っていること。	3日以上	実習
(3)実習 2：職場実習	職場での4週間の実習を通して、自己の設定した課題の達成をめざし、その成果を得ること。	・実習課題に沿った実習の展開。 ・研修目的に沿っていること。	4時間	実習
(4)実習結果報告を通してのまとめ	実習が設定した課題に沿って実施できたかを各自で振り返り、報告し、実習課題がどの程度達成できたかを評価すること。	・実習課題に沿った実習展開の結果を整理し報告する。 ・研修全体の自己評価の実施。 ・他研修生の自己評価の確認。	1日	演習

※ 「2(2)サービス展開のためのリスクマネジメント」においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく養介護施設従事者として必要な知識の付与に努めるものとする。

(2) 認知症対応型サービス事業開設者研修 講義 6 時間 (360分) 職場体験 : 8 時間 (480分)

教科名	目的及び内容	時間数
1. 認知症高齢者の基本的理解	認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。 ・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。 ・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。 ・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。	60分
2. 認知症高齢者ケアのあり方	・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。	90分
3. 家族の理解・高齢者との関係の理解	・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。	60分
4. 地域密着型サービスの取組みについて	・地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。 ・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。	150分
現場体験	・事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。	480分

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修 講義 9 時間 (540分)

教科名	目的及び内容	時間数
1. 地域密着型サービス基準について	- 適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 - 適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各指定基準を理解する。	60分
2. 地域密着型サービスの取組みについて	事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する	90分
3. 介護従事者に対する労務管理について	労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。	60分
4. 適切なサービス提供のあり方について	サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 <地域等との連携> - 利用者の家族・地域・医療との連携 - 運営推進会議の開催 <サービスの質の向上> - アセスメントとケアプランの基本的考え方 - ケース会議・職員ミーティング - 自己評価・外部評価の実施 - サービスの質の向上と人材育成 <その他> - 権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント - 記録の重要性 など	330分

(4) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 講義9時間(540分)

教科名	目的及び内容	時間数
1. 総論・小規模多機能ケアの視点	・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。	60分
2. ケアマネジメント論	・小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。	60分
3. 地域生活支援	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また、地域・他機関との連携について理解する。	60分
4. チームケア (記録・カンファレンス・アセスメント・プラン)	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。	60分
5. 居宅介護支援計画作成の実際	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画の作成について理解する。	講義 60分 演習 240分

(5) 認知症介護指導者養成研修 標準カリキュラム

講義・演習 5 日間 (40 時間)、実習等 25 日間 (200 時間)

教科名	目的
1 認知症介護研修の体系的理解 (講義・演習 26 時間)	
(1) 認知症介護研修総論 (講義2時間)	実務者研修の基本的な目的、方向性を確認し、実務者研修の全体を構成する能力を修得する。
(2) 教育・研修方法論 (講義4時間)	受講者像に配慮した教育指導に必要な基本的知識を学習し、多岐にわたる認知症介護研修を企画していくための知識を修得する。
(3) 講義・演習指導方法論 (講義・演習12時間)	実践研修(実践者研修、実践リーダー研修)の講義・演習科目の内容と方法について理解し、講義・演習科目の指導法を修得する。
①実践研修(実務者研修) の講義・演習科目の理 解 (講義・演習4時間)	
②実践研修(実践リーダ ー研修)の講義・演習 科目の理解 (講義・演習8時間)	
(4) 実習等指導方法論 (講義・演習8時間)	実践研修(実践リーダー研修)の実習の内容と方法について理解し、実習教育の指導法を修得する。
2 認知症介護に関する方法・研究法の理解 (講義・演習 14 時間)	
(1) 認知症介護方法論 (講義・演習8時間)	認知症介護に関するテーマについて、各分野からの専門的アプローチを学習し、認知症介護に関する学際的な理解を深める。
(2) 認知症介護に関する研 究法 (講義・演習6時間)	認知症介護に関する各専門分野の研究について理解し、研究の基本的な方法論を修得する。
3 認知症介護の実践に対する指導 (実習等 40 時間)	
認知症介護の実践に対す る指導	ケアプランを活用したチームケアに対する指導者の役割を認識し、その指導能力を修得する。

教 科 名	目 的
4 実習等指導方法の実践的理解（実習等 120 時間）	
(1) 演習指導の方法 （実習等24時間）	演習指導者の役割を認識し、その指導能力を修得する。
(2) 実習指導の方法 （実習等40時間）	実習指導者の役割を認識し、その指導能力を修得する。
(3) 教育実習 （実習等56時間）	実際に教育指導を実施することを通して、講師としての実践的な役割を認識し、その指導能力を修得する。
5 教育成果の評価（40 時間）	
教育成果の評価	これまでの研修で行ってきた内容について成果を発表し、評価を行う。
※ 職場研修（約 4 週間）	
	自らの職場等において、研修を通して修得した理念や方法を活用して次の 2 つの課題に取り組み、レポートを作成する。 ①介護の質の改善に向けた取り組みを行うこと。 ②認知症介護に関する研究課題を自ら設定し、研究活動に取り組むこと。

- ※ 1 演習とは、討論、模擬的実践（実技）を行う研修をいう。
 2 実習とは、実際の場面における研修をいう。

※ 「1(3)講義・演習指導方法論」においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく養介護施設従事者として必要な知識の付与に努めるものとする。

(6) フォローアップ研修 標準カリキュラム

講義・演習 28 時間、研究授業 12 時間

テーマ	研 修 目 標
1 最新の認知症介護知識（講義・演習 8 時間）	最新の認知症介護の知識と指導方法等について理解を深める。
2 認知症介護における人材育成方法（講義・演習 8 時間）	チームアプローチとリーダーシップ、スーパーバイズ、コーチングを中心に、認知症介護における人材育成方法を修得する。
3 認知症介護における課題解決の具体的方法（演習 12 時間）	認知症介護における課題解決の具体的方法を修得する。
4 認知症介護における効果的な授業開発（研究授業 12 時間）	認知症介護研修における効果的な授業の企画・運営のあり方、研修の教育評価方法を修得する。

※ 「1 最新の認知症介護知識」においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく養介護施設従事者として必要な知識の付与に努めるものとする。

(別紙2)

(1) 認知症介護研修事業実施要綱4

「(1) ⑤ア、(2) ⑤ア、(3) ④ア、(4) ④ア」関係

第 号	
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日 昭和 年 月 日	
あなたは、厚生労働省の定める	認知症介護実践研修（認知研修・実践リーダー研修） 認知症対応型サービス事業開設者研修 認知症対応型サービス事業管理者研修 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
を修了したことを証します。	
平成 年 月 日	○ ○ 県知事 指定都市市長 ○ ○ ○ ○

(2) 認知症介護研修事業実施要綱4 「(5) ⑤ア、(6) ⑤ア」関係

第 号	
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日 昭和 年 月 日	
あなたは、厚生労働省の定める	認知症介護指導者養成研修 フォローアップ研修
を修了したことを証します。	
平成 年 月 日	認知症介護研究・研修○○センター長 ○ ○ ○ ○

(別紙 3)

平成 年 月 日

実施主体の長 殿

市 町 村 の 長

推 薦 書

下記の者について、平成〇〇年度の下記研修を受講させたいので、特段の配慮をお願いしたい。

受講させたい研修			
推 薦 す る 者	氏 名		
	事業所名	住所 : 電話 : FAX :	
	経験年数		
	既に受講 した研修		受講年次 (年)
			(年)
		(年)	
研修を受講することにより基準を満たす職名	☐ 代表者 ☐ 管理者 ☐ 計画作成担当者		

(別紙 4)

(都道府県・指定都市名) 認知症介護研修推進計画 (平成 年度～平成 年度)

平成〇年〇月〇日作成

1 計画の目的

--

2 計画の策定・推進体制

--

3 認知症介護実践研修

①研修対象者数

平成〇年現在

職 種	人 数
合 計	人

② 实践者研修

[illegible]

③実践リーダー研修

[illegible]

3 認知症対応型サービス事業開設者研修

①実施計画

1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数				計
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
人	別紙()		時間	回	回	回	回	回
			時間	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

4 認知症対応型サービス事業管理者研修

①実施計画

1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数				計
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
人	別紙()		時間	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人

②受講者選考にあたっての方針

5 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①実施計画

1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数				計
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
人	別紙()		時間	回 人	回 人	回 人	回 人	回 人

②受講者選考にあたっての方針

6 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計
人	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

7 フォローアップ研修

①フォローアップ計画

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計
人	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

8 その他研修の推進に必要な事項

(記載要領)

〇〇県認知症介護研修推進計画（平成17年度～平成21年度）

平成〇年〇月〇日作成

1 計画の目的

- ・都道府県等における認知症高齢者施策の基本理念、認知症介護の専門職員を養成することの意義等を記載すること。

2 計画の策定・推進体制

- ・計画の策定・推進にあたっての委員会等の開催状況、庁内の関係部局、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、在宅介護支援センター等の関係機関との連携を確保するための方策について具体的に記載すること。

3 認知症介護実践研修

①研修対象者数（注）

平成〇年現在

職 種	人 数
（記入例）	
特別養護老人ホームの生活相談員	500人
〃 の介護職員	2,800人
訪問介護員	3,800人
認知症性高齢者グループホームの計画作成担当者	100人
⋮	60人
⋮	⋮
合 計	〇〇〇人

（注）・現在数について記載すること。概数でも可。

- ・3②実践者研修（旧 基礎課程）、3③実践リーダー研修（旧 専門課程）の「対象職種」欄に記載された職種に対応させて、本表の「職種」欄を記載すること。
- ・実践者研修と実践リーダー研修に分けて記載する必要はないこと。
- ・複数の職種に該当する対象者については、主たる職種の方で計上すること。

[illegible]

区分	対象職種	1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定) 者数					計
						平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
実践 リ ー ダ ー 研 修	特養の生活相 談員・介護職 員、訪問介護 員、認知症高 齢者グループ ホームの計画 作成担当者	30人	別紙(2)	〇〇社会福 祉協議会研 修室	57 時間						
				----- グループホ ーム〇〇 特別養護老 人ホーム〇 〇	3日 + 4 週間	2回 60 人	2回 60 人	2回 60 人	2回 60 人	2回 60 人	10回 300 人

3 認知症対応型サービス事業開設者研修

①実施計画

1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数				計
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
50人	別紙(3)	〇〇社会福祉協議会 研修室	6 時間	2回	2回	2回	2回	8回
		認知症対応型通所介 護〇〇+認知症高齢 者グループホーム〇 〇	8 時間	100人	100人	100人	100人	400人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

4 認知症対応型サービス事業管理者研修

①実施計画

1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数				計
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
50人	別紙(3)	〇〇県研修所	9 時間	3回 150人	3回 150人	3回 150人	3回 150人	12回 450人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

5 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①実施計画

1回あたりの 受講(予定) 者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修 時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数				計
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
30人	別紙(4)	〇〇県研修所	9 時間	2回 60人	2回 60人	2回 60人	2回 60人	8回 240人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

6 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画（記入例）

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計
3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	14 人	29 人

（注）認知症介護研究・研修センターの年間研修人数は限られているため、実情にあった員数をあげること。

②受講者選考にあたっての方針

・受講候補者の職種、介護実務経験年数、所属する施設・事業者の所在地及び「認知症実践研修」等の研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。

7 フォローアップ研修

①フォローアップ計画（記入例）

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成16年度 までの計	平成21年度 までの計
2 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人	15 人

（注）認知症介護研究・研修センターの年間研修人数は限られているため、実情にあった員数をあげること。

②受講者選考にあたっての方針

・研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。

8 その他研修の推進に必要な事項